

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 高橋孝眞

- 1 日時
平成 29 年 7 月 5 日（水曜日）
午前 10 時 1 分開会、午前 11 時 46 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
高橋孝眞委員長、田村勝則副委員長、佐々木順一委員、高橋元委員、
菅野ひろのり委員、嵯峨耄朗委員、川村伸浩委員、渡辺幸貫委員、高田一郎委員、
吉田敬子委員
- 4 事務局職員
菊池担当書記、羽澤担当書記、工藤併任書記、千葉併任書記、阿部併任書記
- 5 説明のため出席した者
紺野農林水産部長、佐藤副部長兼農林水産企画室長、
小岩農政担当技監兼県産米戦略室長、阿部林務担当技監、
伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長、志田漁港担当技監、佐藤競馬改革推進室長、
及川理事心得、及川参事兼団体指導課総括課長、
伊藤参事兼流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監
照井農林水産企画室企画課長、小島農林水産企画室管理課長、
関口団体指導課指導検査課長、中南農業振興課総括課長、
中村農業振興課担い手対策課長、菊池農業普及技術課総括課長、
多田農村建設課総括課長、村瀬農村計画課企画調査課長、千葉農村建設課総括課長、
菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、
松岡農産園芸課水田農業課長、藤代畜産課総括課長、菊池畜産課振興・衛生課長、
大畑林業振興課総括課長、佐々木森林整備課総括課長、及川森林整備課整備課長、
漆原森林保全課総括課長、中井水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課総括課長、
佐々木漁港漁村課漁港課長、菊池競馬改革推進室競馬改革推進監、
小原県産米戦略室県産米戦略監
- 6 一般傍聴者
なし
- 7 会議に付した事件
(1) 議案の審査
ア 議案第 1 号 平成 29 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）

イ 議案第 18 号 島の越漁港海岸水門高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ウ 議案第 25 号 綾里漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) その他

ア 次回及び次々回の委員会運営について

イ 委員会調査について

8 議事の内容

○高橋孝眞委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 1 号平成 29 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼農林水産企画室長 それでは、農林水産部の補正予算議案について御説明申し上げます。

議案（その 1）の 1 ページをお開き願います。議案第 1 号平成 29 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）であります。当部の補正額は 2 ページをお開き願ひまして、第 1 表債務負担行為補正の追加の表に記載してあります海岸高潮対策事業（漁港）であります。これは、東日本大震災津波に係る復興、復旧事業に関して、新たに平成 29 年度から翌年度以降にわたって施工される工事について、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

内容につきましては、便宜お手元に配付しております A 4 判横の 1 枚物の資料ですが、議案第 1 号平成 29 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）についての説明資料により御説明させていただきます。今回債務負担を設定いたしますのは、資料に記載しております田野畑村島の越漁港海岸、大船渡漁港海岸永沢地区、大船渡漁港海岸細浦地区、大船渡市の綾里漁港海岸、以上 4 地区の水門等の工事であります。それぞれ工事概要の欄、左から 2 列目の欄になりますが、平成 29 年度以降の予算額、これは現時点で予定している上限額になります。また、工事スケジュールの概要をバーチャートで記載しております。複数年にわたる工事については、仮契約を締結する際にあらかじめ後年度負担を債務負担行為として設定しておく必要があることから、今回措置しようとするものであり、表の一番下、二重線の囲みで記載しておりますが、計 56 億円を設定しようとするものであります。

なお、今回の債務負担行為補正の議決をいただいた後、入札公告、仮契約の手続を経て、9 月定例県議会に工事請負契約の締結に係る議案を提出させていただく予定であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 18 号島の越漁港海岸水門高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由説明を求めます。

○阿部漁港漁村課総括課長 漁港海岸の高潮対策工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案は、議案書（その 2）の 93 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。1 ページ目をごらん願います。議案第 18 号島の越漁港海岸水門高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。工事名は、島の越漁港海岸高潮対策（水門その 1）工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては記載のとおりであります。

次に、2 ページをお開き願います。工事の概要について記載しております。本工事は、漁港海岸の高潮対策として、水門躯体工、本体工の整備を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容であります。第 1 回変更は単価適用年月を変更したものであります。第 2 回変更は、仮排水路の法線が変更となり、既設導流堤の取り壊し量が増加したものであります。今回の第 3 回変更は、仮排水路の鋼矢板の打設工法を変更するとともに、工事期間を延伸するものであります。今回の変更により、契約金額が 12 億 7,729 万 5,480 円となり、当初議決に対し 41.8%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3 ページをお開き願います。島の越漁港海岸の計画平面図、被災前後の航空写真、それから下には水門の一般図を掲載しております。

次に、4 ページをお開き願います。上段に仮排水路の鋼矢板の打設位置を掲載しております。下段には施工状況写真を掲載させていただいております。一番下に記載してありますが、仮設鋼矢板の試験施工の結果、玉石とか転石が土中に多数分布することが判明したため、鋼矢板の打設工法について圧入工法、パイプロハンマ工法ですけれども、これから先行掘削工法、硬質地盤クリア工法のほうに変更するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨孝朗委員 一般的な話ですが、これは最初からわからないものなののでしょうか。東日本大震災津波から大分たってから計画しており、もう少し設計の精度が高くてよかったのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

もう一点は、これは工事業者が掘って、確認して、そしてその後県が全部大体積算後の確認をするといった手続が進んでいくのですよね。

○阿部漁港漁村課総括課長 この工事は震災前から行っている工事でありまして、当初設計におきましては、震災前からのデータを用いて設計したわけですが、地盤が震災で変わったわけではないのですが、砂れき層、砂と小さなれきしか確認できなかったということで、玉石、転石は全く見られなかったということでありまして。多少小さい玉石とかはあったのですが、大きなものは確認されなかったということでありまして。そのようなことで、仮設鋼矢板の打設につきましては、砂れき層に打ち込む工法としては一般的かつ経済的な圧入工法を採用したわけでありまして。しかしながら、工事実施段階におきまして、試験的に圧入工法で、バイプロハンマで打ち込んだところ、玉石まじり砂れき層が確認され、打ち込みが困難となったということで、工法を再検討した結果、玉石を砕きながら鋼矢板を打ち込む先行掘削工法に変更するものであります。確かに精度という問題について御指摘がありましたが、ボーリング調査は全て1メートルピッチでやるというわけではありません。一般的には50メートルから100メートル。ここの箇所では、河口部ですので念入りにして、さらに30メートルピッチでボーリングを行ったのですが、なかなかそこまで確認することができなかったということです。結果的にはこのようになりましたけれども、そこは御理解いただきたいと思っております。

県の確認ですけれども、実際現地に行きまして立ち会いまして、試験施工しました。それから、資料の4ページにあります、中からちょっと掘り出したものですが、一番下の真ん中ぐらいに玉石の写真がございます。こういったところを確認しながら工法の変更を行ったというところであります。

○高橋元委員 これは、そうするとこの赤い点線のところがその工法でやるということなのですか。それとも、例えば今まで途中までやっていたけれども、そこまでは今までのものを生かして、これから先はこの工法でやらなければならないのか。例えばどのぐらいの割合があったのか、その辺をもう少し詳しくお願いします。

○阿部漁港漁村課総括課長 今お話がありまして、仮設鋼矢板の施工はこの赤い点線のところであります。二、三カ所やってみて、玉石が大分入っているというのが確認されました。それから、岩盤にも若干打ち込まなければならない状況になりましたので、全線にわたりまして硬質地盤クリア工法で行うことにしております。

○高田一郎委員 変更理由が試験施工の結果という説明ですけれども、当初議案説明会ときの資料説明を見ますと、試験掘調査の結果とあり、表現が違うのですけれども、これはどのようなことなののでしょうか。

それと、工事期間を75日間増というのはどういう考え方で75日間なのか、その2点についてお伺いいたします。

○阿部漁港漁村課総括課長 まず、1点目ですけれども、試掘というのと試験施工とほぼ同意語の言葉です。仮に試験的に掘る、差し込むということでして、ほぼ同意語の言葉です。

それから、2点目の75日の工期延長ですけれども、75日につきましては、当初パイプロハンマといいまして、上下に振動を加えながら圧力を加えて差し込む工法でしたが、それを、玉石を砕きながら差し込む工法に変更しました。当然玉石を砕きながら差し込む工法といいますと、時間がかかります。一気に入っていくわけではありませんので、それを積算したところ、両者の差が75日だったということで75日の延長としております。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第25号綾里漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。

議案は、議案書（その2）の100ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。1ページをごらん願います。議案第25号綾里漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。工事名は、綾里漁港海岸災害復旧（23 災県第558号港地区防潮堤その1）工事。工事場所は、大船渡市三陸町綾里地内。契約金額は18億2,736万円。請負者は、株式会社福田組であります。

次に、2ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤及び水門ほかの復旧を行うものであります。中段の写真は施工箇所の状況で、下段の平面図に施工区間203.5メートルを赤字で旗揚げして位置をお示ししております。

次に、3ページをお開き願います。上段の綾里漁港海岸の計画平面図に赤書きで示しておりますけれども、港地区防潮堤その1工事の位置を旗揚げで示しております。下段に水門一般図及び防潮堤標準断面図を掲載しており、計画高はT.P.プラス11.6メートルであります。

続きまして、4ページには入札結果説明書、5ページには入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○田村勝則委員 入札調書を見ますと、技術評価点が一番低い会社が落札という中身になっているわけですが、先ほどの議案第18号もそうですけれども、工事を進める中でいろいろ変更が生じる可能性もあるわけなのですが、やはりきちっとした水準を求めていくためにも、この技術評価点というのは大切ではなからうかと思うのですが、その点どのようにお考えなのでしょうか、1点だけお聞きしておきます。

○阿部漁港漁村課総括課長 委員お話しのとおり、確かに技術評価点については一番低いところが落札しております。これにつきましては、なぜ点数の差が開いたかといいますと、防潮堤工事の元請としての受注実績の有無によりまして、点数が開いているような状況です。ただ、ほかの県では、その会社につきましては実績を十分有しておりますし、大手のゼネコンですので、その点は多分心配はないのではないのかと考えております。

○田村勝則委員 多分というのは気になるけれども。

○阿部漁港漁村課総括課長 確実に。

○高田一郎委員 これまでの防潮堤工事については、件数が非常に多いということとか、あるいは早く発注しなければならないということで、後になってから請負契約の変更が何度あっても、3億円、5億円と、中には倍になるような工事が多数ありました。今後の工事に当たっては、そこもしっかり配慮しながら、試掘調査とか、そういうのを対応してやっていくべきものと思いますが、この点は今回の工事にどのように配慮されているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○阿部漁港漁村課総括課長 委員お話しのとおり、確かに変更案件が多くなってきております。当該工事におきましても、これまでのように変更の可能性はないわけではないのですが、一応この水門を設置する場所に同じ水門といいますか、昔の高さで整備した水門がありまして、実はそちらもくいの構造でした。このくいの構造は、ディーゼルハンマーを使って上から金属の塊を落としながら打撃する工法です。いわゆる打撃工法というものでして、これは玉石などがあると全く打ち込めない工法でありまして、既に同じ場所で同じような施工実績があるということで、今回この施工は打撃工法よりもさらに玉石があっても打ち込める中堀工法という工法を採用しております。私どもが考えるには、ボーリングデータにつきましては確かに1メートルピッチでやるとかというものではないのですが、過去の実績等を踏まえると、多分この工法で、今現在の中堀工法でやってい

けるものと確信しております。

○**嵯峨耆朗委員** この技術提案評価の項目ですが、先ほど質問がありましたけれども、これは業者が自分で評価して出すのでしたでしょうか。この企業の施工能力だけは県が判断するという理解でいいでしょうか。

○**阿部漁港漁村課総括課長** 技術提案評価項目につきましては、基本的には落札に参加される方々が出す点数を入れて、それを県が厳重に審査して点数をチェックしております。

○**嵯峨耆朗委員** この落札した福田組の点数だけが確定値で、その他の2社は確定値ではないのですよね。概算でいいのですよね。

○**阿部漁港漁村課総括課長** 委員がおっしゃるとおり、福田組のものは厳重にチェックしており、その落札者だけをチェックする体制をとっております。

○**高橋孝眞委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から主要農作物の生育状況と今後の技術対策について発言を求められておりますので、これを許します。

○**菊池農産園芸課総括課長** お手元に配付しております主要農作物の生育状況と今後の技術対策について御説明いたします。

まず、これまでの気象経過と今後の予報についてであります。4月、5月とおおむね平年並みで推移していましたが、6月に入り、第1から第3半旬は気温、日照とも平年を下回りました。その後、6月第4半旬以降の気温、日照は平年を上回って推移しております。また、梅雨入りは平年より7日おくれの6月21日ごろとなっております。

なお、7月から3カ月の予報では、気温は高く、降水量は平年並みの見込みと発表されております。

次に、2の生育状況と技術対策です。まずは、水稻についてであります。6月23日現在の県内の水稻生育診断圃の状況では、草丈、茎数、葉数とも平年を下回ったことなどにより、この時点で生育が平年に比べて5日程度おくらせています。その後、6月末にかけて真夏日があるなど、気温も高目に推移しているため、おおむね必要な生育量は確保できる見

込みです。

今後の技術対策ですが、7月の中下旬に幼穂形成期、減数分裂期を迎える際に低温が予想される場合は深水管理を行うほか、葉いもちの発生が確認された際は直ちに薬剤を茎葉に散布するよう指導しているところです。

次に、2ページに進みまして、(2)の麦、大豆であります。小麦の生育状況は、冒頭でお話ししたとおり6月期前半の低温などにより登熟が進まず、収穫は平年より5日程度おくれて、先週末の6月30日ごろから花巻、北上地域などでスタートしております。また、大豆は6月中旬に晴天が続いたことから、適期である6月中に播種が終了し、その後出芽そろいも良好で、順調に生育しております。

技術対策としては、小麦は天候を見ながら刈り取りを急ぐとともに、適正な乾燥、調製を実施することを、大豆にあっては除草と倒伏防止に向けた中耕、培土を実施します。

次に、園芸分野の野菜であります。キュウリやトマト、ピーマンなどの果菜類は、6月上旬の低温と日照不足の影響により露地栽培の一部で生育がおくれているところがあります。一方、キャベツ、レタス等の露地葉菜類及び雨よけハウレンソウの生育は、おおむね順調であります。

技術対策としては、生育に応じた管理と草勢の維持、そして適切な土壌水分を保つよう指導してまいります。

次に、果樹ですが、リンゴの果実肥大は平年並みですが、開花期間中の強風により、蜂が活動できなかった樹園地は、結実率が低い傾向にあります。収量への大きな影響はない見込みであります。ブドウは、順調に生育しております。

今後の技術対策としては、リンゴについては仕上げ摘果作業を行ってまいります。

最後に、花卉については、リンドウ、小菊とも平年並みの生育で順調ですので、今後は土壌水分の適切な維持に留意することとします。

加えて、野菜、果樹、花卉等、園芸全般にわたって、県の病虫害発生予察情報に基づきまして適宜防除を行うよう指導してまいります。

○高橋孝眞委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○高橋元委員 貝毒についてお伺いします。先般報道によって、カキ貝毒について漁業者苦悩という報道がありました。これについて、私は余り知識がないものですから、現状についてお尋ねしたいと思っております。

まず、大船渡湾西部海域で麻痺性貝毒の貝類についての出荷規制が一部あったという報道内容になっています。それで、県漁業協同組合連合会として自主規制をやられたようですが、この規制値はどのように定められているか、それからその規制値は誰が決めたのか、数値の妥当性はどうかということ。県漁連の検査体制、検体の収集、これはどういう体制でやっているのか。それから、検査は自主費用でやっているということですが、この費用はどのくらいかかっているのかということをお尋ねします。

それから、この貝毒の発生メカニズム、これは余り明らかになっていないということな

のですけれども、これの原因追求に対して県としてどういう取り組みをしているのか、その辺のお話を聞きたいと思います。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 貝毒についてですけれども、まず現在貝毒の規制を行っている海域ですが、大船渡西部海域でホタテの麻痺性の貝毒、それから釜石湾海域におきましてホタテの麻痺性の貝毒、それからもう一点、ホタテではないのですけれども、南部海域でムラサキガイの下痢性の貝毒が発生しております。

これら規制値ですけれども、基本的にはマウスで試験いたしまして、マウスの死亡率を判断いたしまして、その数値をもって規制値としております。例えば麻痺性の貝毒ですが、4マウスユニットというのですけれども、マウスはマウスで試験したという規制値を設けて、これ以上数値が出た場合は人間に害を与えるとし、そこで自主規制をするというようなことになっております。

それから、検査体制ですけれども、ホタテの場合ですが、県内の沿岸を12海域に区分いたしまして、その12海域の定点からホタテを毎週検体として採取し、これを検査機関に送りまして検査しております。

それから、費用がどのくらいかかるかですが、済みませんが、残念ながら今その数値を持ち合わせておりませんが、1検体当たり数万円ぐらいの検査等がかかりますので、これが毎週、それから年間ということになれば数百万円ぐらいの費用になります。

この費用なのですけれども、例えば水産振興基金を設けていた組織がありますけれども、ここから検査費用の補助ということで出しておりますし、そのほかは県漁連の負担等になっておりますが、一部カキにつきましては漁業者の負担も生じている状況であります。

それから、メカニズムであります。貝毒はプランクトンを貝が取り込むことによって体内で毒化します。特定のプランクトンの種類によって麻痺性になるか、あるいは下痢性になるかというのが決まっております。県としましては、このプランクトンが発生する時期、これが大体予測できますので、毎週水産技術センターにおきましてプランクトンの発生の量の検査をしているところであります。プランクトンが増殖してきますと、後ほど貝が貝毒の毒化するということになります。そのプランクトンの数値を漁協あるいは漁業者にタイムリーに公表しておりますので、それをもって貝毒がもうすぐ発生するのではないかなどの予測ができるようなメカニズムになっております。

○高橋元委員 その検査をやる場所はどこなのですか。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 検査機関は、公的な検査機関、かつては環境保健センターとか、あるいは民間団体ですと食品検査をする団体がありますので、そういうところで検査をして数値を出すということになっております。

○高橋元委員 外部の検査機関ということになるわけですね。作物とか、それから家畜については、県でさまざまな病害虫検査等をやっているのですけれども、なぜこの水産関係はそういう機関がないのかと、ちょっと疑問に感じたのですけれども。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 県の機関におきましては、環境保健研究セン

ターで検査ができます。ただ、検体量がかなり多く、岩手県の海域の12海域から検体を持ち込むものですから、あわせて民間の検査機関も含めて検査体制を整えるということになります。

○高橋元委員 私は監査委員として県内の機関へ行っておりますが、水産関係で、例えば水産技術センターとかありますよね。そういったことも含めて、この貝毒についてももう少し機動的に動けるように、そのためにはいろいろな形で検査もできるように、検体が多いからという話もありましたけれども、検体が多ければ多いほど自前でやったほうがいいのではないかと、そんな思いもしたのですけれども、その辺は他県の取り組みはどうなのですか。

○伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長 他県の取り組みですけれども、具体的には自県でやっているかどうかというところまでは承知しておりませんが、ただこの貝毒の検査はやはり専門的な検査の知識等が必要になってきますので、他県においても民間の検査機関も活用しているというのは聞いておりますので、同じようなやり方でやっているのではないかと考えております。

○渡辺幸貫委員 土地改良区の複式簿記について伺います。

来年から土地改良区が複式簿記をやることになっています。IGRでこの間減価償却の問題がありました。複式簿記をするということは、減価償却をするということです。私の関係するところも減価償却費だけで国営や県営の事業をやっただけで5,000万円ぐらい出てきますから、たちまち赤字になっていくだろうと思います。そして、複式簿記をやる会計システムは、今まで土地改良区は、賦課して集めるのが役目でしたから、その辺のシステムはやっていたと。ところが、複式簿記というのは企業会計原則と同じようにやっていかなければならないことから、そういうところに預けて会計をやるというシステムを県下の土地改良区は、私もいろいろ聞いてみましたがけれども、ほとんど持ち合わせていないのです。だから、土地改良区の職員も全く複式簿記はわからない。それでやっていったときに、来年から土地改良区はどうなるのかと、大変な問題になっていくのだろうと私は思うのです。そういう現実を把握されておられるかどうかをまず聞きます。

○多田農村計画課総括課長 複式簿記の関係ですが、県では平成28年3月に土地改良区の経営基盤の強化ということで、今後の5年間を見据えて体制強化を行っていくために取り組み方針を定めたところです。県としては、その中の一つとして複式簿記の導入を考えております。県内でも複式簿記に取り組んでいる土地改良区もあるものですから、そういったところの情報や、取り組み状況も参考にしながら、今後はいろいろ研修会等を重ねた上で、その導入に向けてそれぞれの土地改良区に御案内をしているというところでありませう。その研修につきましても会計事務所の方々もお呼びしながら、今後の導入に向けていろいろ課題はあると思うのですが、昨年、平成28年度から取り組んでいるところでありませう。

○渡辺幸貫委員 既に取り組んでいるところを私も見たのです。極端に言えば3月末にな

ったらそこから会計の数字の最後を持ってきて、複式簿記のところちょこんと人為的に入れるといったタイプですよ。だから、複式簿記というのはそうではないでしょう。日々の会計で請求書を出してもらって、そして現状把握をして、減価償却も自動的にやって、そして毎日毎月次集計とか、そして銀行の支払いも銀行から来るものとチェックされていくのが複式簿記です。そういうシステムになっていないということを私は心配して聞いているのです。捉えていますか。五つのうちの一つではなくて、最大の問題だと私は思うのです。

○多田農村計画課総括課長 先ほどお話し申し上げたとおり、県内には 44 土地改良区があるわけですが、これまでいわゆる官庁会計という経理方式でやってきておりまして、今後は土地改良区の体制や財務状況というのを的確に把握する必要があることから、ここを見据えた上で複式簿記を導入していくことが大事であり、複式簿記の導入ということの方針として掲げたところでもあります。御案内のとおり、取り組み実績が少ないということもありまして、課題の認識、課題の整理というところから始めなければならないとは思っておりますが、そういったことにつきまして今後いろいろ問題点等を、土地改良区の方々、皆さんともお話をしながら進めてまいりたいと思います。

○渡辺幸貫委員 来年から全国的にやることになっているのでしょうか。今のお話だと、本県が何となく取り組むのだというお答えに聞こえるのだけれども、全部がやるのだから、それはもう今の段階で既に土地改良区の内情とか何かはわかっている、そして複式簿記に変わると。I G R だって、今回議会で大変問題になったでしょう。企業会計の頭から見たら、当たり前のことなのです。ですから、当然それを皆さんのほうで心配をして、こういうソフトウェアを入れるべきだと。全国的なこういう企業会計のソフトウェアを入れるべきだとか、費用の面は言えなくても、こういうのが会計処理の原則だということは、やはり県で教えるべきです。そこは、やはりはっきり言わなければ、職員だってわかっていないのだから。皆さんの考え方では来年は大変な事態が起きると思う。だから、これからは複式簿記を直ちにやって、どういうソフトウェアを入れたらいいかを調べて、そしてこういうものを入れなければ複式簿記とは言えませんよというぐらいのことは教えなければだめですよ。これに対して見解があれば伺います。

○多田農村計画課総括課長 今、来年度から複式簿記に完全移行するといった御発言がありましたけれども、我々としましては複式簿記の導入というのは、これは来年からの義務ということで捉えてはおらず、平成 28 年から平成 32 年までの間の 5 年間で導入に向けてそれぞれの土地改良区が取り組んでいくことから、来年から複式簿記に完全移行するといったようなことではありませんので、今後それぞれの事情に応じて取り組んでまいりたいと思っております。昨年度から研修会を年 4 回程度設けているところであります。今年度も今後各地区でそのような研修会、勉強会という場で皆さんに学んでいただきながら、課題を抽出し、進めていきたいと思っております。

○紺野農林水産部長 5 年ということではありますけれども、土地改良区のほうでもま

だまだ先があるというふうに思いがちになると思いますので、これはやはり私どもも力を入れて早期に正式な簿記を導入していただきまして、財務の状況、みずからの経営内容を把握して、今後の土地改良区のしっかりとした活動がなされるように、私どもももっとスピードアップして力を入れていきたいと考えております。

○**渡辺幸貫委員** 5カ年といいますけれども、米のシステムは変わりますよね。そうすると、土地改良区から組合員が足りないから賦課金を上げますと言われたら、受け入れられないのですよ。だから、1年でも早くやらなければ。3年も5年もたった後に、複式簿記やって減価償却やりましたといったって、組合員は受け入れますか。そんなの受け入れないでしょう。直ちにやらなかったら、今のうちに、まだ組合員がたくさんいるうちに、賦課金を受け取らせてやらなかったら、専業農家だけ残った5年後あたりだったら、もう何にも土地改良区のためになんていうことはありませんよ。それだけ添えて終わります。

○**田村勝則委員** 今の話で、いわゆる土地改良区の会計に複式簿記を取り入れるということですがけれども、その根拠になったのはどういうことだったのかがまず一つお聞きしたいと思います。

複式簿記というのは、福沢諭吉が取り入れて、それを渋沢栄一が企業会計に導入したと言われてはいますがけれども、それはやはり利潤を出すための基本がわかりやすいというようなことがあって、日本でも複式簿記を導入して、どんどん企業の会計、出し入れがわかりやすいようにということで取り入れてきたわけなのですけれども、目指す方向が土地改良区と、いわゆる企業とはまた違うと思うのですが、基本的なところで大変恐縮なのですが、その点をお聞かせいただきたい。

○**多田農村計画課総括課長** 複式簿記導入の根拠ということですが、法令等で定まっているものではありません。先ほども申し上げましたが、平成28年3月に岩手県で土地改良区の運営基盤の強化をするということの基本方針を定めまして、その中でテーマを設けているのですが、中長期財政計画の策定ですとか、適切な維持管理の実施、そういった中で複式簿記の導入促進といったものもその基本方針の中で定めております。それを今後土地改良区の皆様にお示ししながら、財務体制の状況把握ということを図るということで、官庁会計から複式簿記のほうに移行していったらどうかということで、研修や会議等を重ねて進めているところであります。

○**田村勝則委員** 一番目指すところが、企業の場合には利潤を追求して、そしてその利益を社会に還元していくというような関係があるわけです。土地改良区の場合には、そういう賦課金の徴収などもしながら、その土地の安全な活用といいますか、そういうことがあるわけなのですけれども、そのこのわかった段階で、例えば今賦課金を上げるとかといってもなかなかそういう厳しさがあるわけなので、その目指す、複式簿記を入れたその先にどういうものを求めているのかというのがちょっとわかりづらいなと思ったので、その点も一つお聞きして終わります。

○**多田農村計画課総括課長** 企業会計ということでもありますので、財務体質というのを的

確に把握しながら、賦課金を含めて収入支出といったものを減価償却も含めて管理しながら、今後どのような体制をとっていったらいいのかといったことをわかりやすく把握するために複式簿記の導入が必要ではないかということで、皆様にお示しをしているといった状況であります。

○菅野ひろのり委員 まず、主要農作物の生育状況について御質問したいと思います。

まず、水稲についてですが、金色の風について特に触れられていませんでした。この生育状況も同様に特に問題ないと思っていいのか、特に問題がないか確認したいと思います。地元では、どちらかということとしてはちょっと気温が低いという印象と、稲の葉がちょっと黄色くなってきたり、特に大きな問題はないと思っていますが、今の状況をお聞かせいただきたいと思います。

2点目ですが、2ページの野菜のところ、生育状況、特にトマトもそうですけれども、色づきがちょっと悪かったり、金ヶ崎町のほうだとアスパラガスの収量がことしは全体的に低かったと思っておりますけれども、この辺の収量や価格の状況、特に本県にとって影響がない状況なのか、これも確認したいと思います。

○小原県産米戦略監 金色の風の生育状況についての御質問ですが、金色の風につきましては、生育が十分確保できるようなことを目的とした適期に全て植えつけが終わっています。その後の生育につきましても、多少圃場のむらはあるという話は聞いておりますけれども、先ほどの生育状況と同様に順調に生育していると捉えております。

○菊池農産園芸課総括課長 アスパラガスの収量と価格についての御質問でしたが、アスパラガスは近年春に一度にとるスタイルと、年間を通じて長くとっていくタイプと二つありまして、年間を通じて長くとるタイプは、金ヶ崎、北上地域を中心に広まっています。昨年の秋の台風の影響等を受けまして、ことしの春先は収量が伸びていないという報告を聞いているところですが、まだその原因がはっきりとは認識しておりません。また、価格についても今データを持ち合わせておりませんので、調べて後日御報告したいと思います。

トマトの色づきについては、委員御指摘のとおり春先に低温を感じておりまして、ハウスの中でのトマト栽培がほとんどですけれども、低温の影響で多少色づきがおくれていると認識しております。

○菅野ひろのり委員 現場の農家の実態を把握していただいて、対応策等をしっかりと考えていただきたいと思います。

もう一点、和牛についてなのですが、上場頭数の関係です。価格も頭打ちになってきた状況が見えますが、やはり依然頭数の減少ということを言われており、県南家畜市場は上場頭数も1日300頭を切って200頭ちょっとぐらいになってきており、市場の開催日が今2日間設定されていますけれども、1日で全て終わるのではないかという、心配するような声もあるのですが、市場の開催について、今何か検討されていること、また、そういった声があるのか。特にまだそこまで気にする必要はないという状況か、お知らせいただきたいと思います。

○藤代畜産課総括課長 和牛子牛市場の開催のことについてですが、委員御指摘のとおり本県は2市場があります。県南地域については2日間、それから中央市場については3日間開催していて、上場頭数が若干近年減少傾向にありますので、開催日数をどうするかというお話があるというのは聞いたりしますが、関係者の中で具体的な話し合いというのは、現時点では当部では承知しておりません。

全体として年間を通じて、傾向としてみればおっしゃるとおり上場頭数は減ってきているのですけれども、この4月、5月、6月の動きを見ると、6月は前年に比べれば上場頭数がやや上向きになってきているところもあり、また子牛生産のための取り組みも進んできていますので、若干子牛の生産頭数が回復してくるのではないかと期待感を持っているところでもあります。

○菅野ひろのり委員 価格の動向の推測なのですけれども、これからは大分落ちついてきそうとか、状況をどのように推測されているのか伺って終わります。

○藤代畜産課総括課長 和牛子牛価格であります。6月期を見ますと全国平均では前回比3%減、岩手県の状況を見ますと、県南で4%、中央で6%減という価格の動向になっています。

今時点では、若干牛肉の価格の動きが鈍くなってきているので、そういった形で和牛子牛の価格が一定程度落ちついているといたしますか、やや落ちついた中で3%、5%の価格減という形ではないかと見ています。これから夏に向かってまた牛肉需要期を迎えますので、一定程度夏ぐらいには、戻ってくるのではないかと見ているところでもあります。

○高田一郎委員 米の生産調整対策についてお伺いいたします。過去にも議案等説明会のときに、米政策の見直しへの対応方針について、生産目安の算定方式は、全国の需要量に対して岩手のシェア3.61%を掛けて、それで市町村に配分していくという方針が示されました。どのような考え方に基づいて全国需要量というのが出てくるのか。そして、具体的に地域協議会は作付面積を3月末までに取りまとめ県協議会に報告するとなっていますけれども、実際農家に対する配分というのはどの時期になるのかということについてお伺いいたします。

○松岡水田農業課長 まず、全国の需要量の考え方でございますけれども、これは今も国が示しているものでありまして、6月末の時点での民間の在庫の状況、それからその年のお米の作柄、全国のお米の消費の動向、そういったものから翌年産のお米の需要量を国が推計するというところであります。国から岩手県に対する生産数量目標の配分のシェアが3.61%、これは過去の平均の値ですけれども、国が3.61%で固定していますので、それをしばらくは使うということ考えているものです。

それから、全国の農家への配分のことですが、農業者への目安の配分については、それぞれの地域協議会が地域の実態に応じて行うことも含めて検討していただくということで、地域の協議会との意見交換の中では、やはり米どころの地域は農家の方々へ今までと同じタイミングで直接目安を示す方向で検討して、それから沿岸の市町村は、お米の目

安を示してもつくれる方が決まっているので、そういう手間を省くことも含めて検討していきたいと伺っているところです。農家にお示した数字をもとに農家の方々が生産量をお決めいただいて、地域協議会がそれを取りまとめるという流れで考えていくものであります。

○高田一郎委員 今までとはそんなに大きく変わらないことだと思います。理解いたしました。

それで、今度の米政策の見直しに伴う岩手の推進方針を見ますと、需要に応じた米を生産して、そして他の作物に転換をして、水田をフル活用して、そして所得の向上につながるという基本的な方針になっています。そして、それを担う効率的な農業といいますが、いわゆる農業生産法人などをどんどん拡大して、効率的な農業を担っていくということだと思います。新米政策の中で一番不安を持っているというのが、やはり農業生産法人とか大規模農家ではないかと思うのです。

過日の農業新聞なんかを拝見いたしますと、農業生産法人などでは6,000万円減収があると、直接支払交付金が減るということで、これまで人件費に充当していたものがなくなるということは大変だというような報道もされておりました。いずれ岩手県も農業生産法人への移行に力を入れていますが、実態としてはなかなか農業生産法人に移行できないという課題を抱えています。推進方針の中身を見ましても、法人化を目指す集落営農組織の66%が法人化に至っていないという課題を抱えています。新米政策の中で農業生産法人が一番不安を抱えている中で、どう法人化に移行していくかというのが課題だと思うのですけれども、その課題、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○松岡水田農業課長 米の直接支払交付金の単価7,500円についてですけれども、1万5,000円だったものが平成27年から7,500円になり、平成30年からは廃止されるという流れであります。この影響は、確かに作付規模が大きいところほど影響はあると考えております。

推進方針にも記載しておりますけれども、やはり一つは集落営農組織が県内各地にありますので、こういった集落営農組織を法人化して経営を安定させるために法人化に向けたお手伝いをしていくということ。それからもう一つは経営を安定化させるために米以外の麦、大豆、あるいは高収益な園芸の導入などを含めて所得の向上をさせながら、その組織全体の経営を安定させるお手伝いをすることを考えているところであります。

○高田一郎委員 そういう農業生産法人とか、いわば大規模農家、担い手農家の不安を払拭するという点で、今回新たな制度改正、セーフティーネットの見直しも国のほうで進められております。

それで、収入保険方式が新たに導入されて、それとあわせて農業共済補償法の見直しも行われて、一筆方式の義務化が廃止されるという状況になっております。農業共済も義務化でなくなったわけですし、収入保険方式も義務ではないですね。したがって、選択制になるわけでありまして、本会議での質疑でもありましたように、無保険者が出てくる

のではないかと。自然災害が起きた場合の対応が大変になるのではないかとという議論もありました。

一方では、収入保険方式に加入すると、農業共済制度が崩壊して、そして掛金が上がるのではないかと不安も現場から出てきています。価格保証政策が一切なくなって、セーフティーネットと言えないような新たな制度の中で、県として今回の新たな制度改正に伴う受けとめといいますか、考え方といいますか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○及川参事兼団体指導課総括課長 委員御指摘のとおり、収入保険制度が今般導入されることになりまして、さらに農業災害補償制度が見直しになるということで、収入保険と従来の農業共済制度が選択制になるということですが、今般の収入保険制度の目的といたしましては、収入の著しい変動、いわゆる価格の低下とか災害等によりまして所得、収入が減った場合に、それを補填するという制度でありまして、ただ例えば青色申告をしているものに限定されるとか、それから作物もいろいろ違ったりしますし、同様の制度がほかにもあります。従来の農業災害補償制度に加えまして、価格安定対策とかもありますけれども、そういったものとの選択制ということになっております。

私どもも懸念しておりますのは、委員御指摘のとおりこれまでの農作物共済が当然加入だったものが任意加入になるということで、それによってどちらにも加入しないということが出てくるのではないかとことです。私どもといたしましても農業共済組合と連携いたしまして、そういったことのないように制度の周知を行い、それから加入促進につきましては研修会や説明会を行い、農業共済組合でも今月から各地区の農家に説明して歩くと聞いておりますので、説明会等を細かく開催しながら、どちらにも加入しないというようなことがないように、そのようなセーフティーネットを十分使っていただくように取り組んでまいりたいと考えております。

それから、青色申告については、国では5年を基本としながら、1年の実績があれば加入できる、もしくは簡易方式の場合でも加入できるとなっておりますけれども、こういった要件をさらに今後拡大や緩和ができないかどうか。それから現在のところ情報が不足しております。自分のところはこういった制度を選択すればいいのかというのを判断するための情報が不足しているという状況もございますし、それから、加入者が減っていくのではないのかという心配もあります。そういった部分について、今後も十分にセーフティーネットとしての役目を果たすように、国の制度でも今後も随時見直しを図っていくと示されています。そういった見直しの際にさらに万全なものとしていくよう、県としても引き続き要望していく考え方であります。

○高田一郎委員 収入保険方式というのは、過去5年間の農業収入の平均に対する保障ですから、セーフティーネットになり得るかどうかという点では大変疑問がある制度だと思っているのです。いずれ農家の中には収入保険よりも、現在の農業共済とナラシ対策を一緒にやったほうが有利だという意見もあるのです。だから、今課長がおっしゃったように、

やはり丁寧な説明をやって、一人一人の農家の実態に即してどういう選択をしたほうがいいのかという、丁寧な説明が大変大事だと思うのです。これから1年以上ありますけれども、そこできちんと説明をして、対応していくということが必要だと思うのですが、そこは誰が担うのでしょうか。

○及川参事兼団体指導課総括課長 誰が担うのかということですが、基本的には制度の窓口となる農業共済組合が実施することになりますので、共済組合のほうで実施することとなりますけれども、私どもも農業改良普及センター等を通じまして一緒になって制度の普及、説明に努めたいと思います。

○高田一郎委員 新しい政策、大きな転換期にあるものでありますから、やはり農業共済組合だけの対応ではなかなか大変な面があるのかと思いますので、県も含めてしっかりと説明責任を果たしていただきたいと思います。

もう一つ、シイタケの再生産対策について伺いたいと思います。過般の本会議でかかり増し経費に対する融資制度を拡充するという答弁がありました。大変評価したいと思います。それで、やはりいいことは早くスピーディーに対応していただきたいと思います。それは要望にとどめておきたいと思います。

いずれ今後のシイタケの再生産対策については、再生産を希望している全ての農家の皆さんにやはり早く生産を再開してもらおうということと、産地が相当縮小していますから、新しい生産者を確保していくというように一体となった取り組みをしていかないと産地はどんどん先細りになってしまって、産地が形成していかないのではないかと思います。

そこで、現時点での再生産を希望する生産者の皆さんの出荷制限解除に向けた進捗状況と、新しい生産者をどう確保していくかという点での県としての対応策についてお伺いしたいと思います。

○大畑林業振興課総括課長 出荷制限指示を受けております県南部 13 市町がありますけれども、その中で生産再開を希望する方は 326 人いらっしゃいます。そのうちこれまでに出荷制限指示一部解除された方が 171 人という状況です。残りの半分近くの方がまだ出荷制限指示の解除にはなっていないという状況ではありますけれども、現在ほだ場の環境整備等々進めながら生産を開始しております。収穫時期に合わせて検査等を行って、出荷制限指示解除の申請手続を進めているところでして、ことしの春収穫されたものをもって解除申請しようという方が今のところ 13 人程度を見込んでおります。今林野庁等に対する解除申請協議資料の取りまとめをしているところでありますので、整理した上で、解除申請をしていくということにしております。

それから、新規の生産者の確保につきまして、県では、これまでも生産組合に加入している新規生産者の方々に対する種こまの購入費用について県、市町村で協力して2分の1の補助をしているところであります。ただ、現状におきまして一番の課題は、やはり高騰するほだ木の購入をどう支援していくかというところだと思っております。震災前、原発事故前に生産されている方々は、東京電力の賠償ということでかかり増し経費のところを

対応できるわけですがけれども、新規参入者ということになると、なかなかそういう賠償というところが果たしてできるのかという課題もあります。ただ、父親から生産を引き継いで、息子さんが引き続き生産をやっているという方についても、東京電力の賠償の対象にはなっておりますので、そういったところの考え方を東京電力にも確認しながら、新規参入者に対してそういう賠償ができないのかどうかというところは、他県の状況、事例も含めて調査をして、新規参入者の確保に向けた対策について検討していきたいと思っております。

○高田一郎委員 産地を形成していく上では、ある程度の生産者がいないとだめだと思うのですがけれども、さっきお話があったように、ほだ木の購入に対する支援というのは、いわば今再開を目指す人たちにはかかり増し経費に対する東京電力の賠償があるのですがけれども、新しい生産者にはないと。今大体1本400円近くなっているのですがけれども、そのうち150円とか200円ぐらいは賠償の対象になるのですか。これが新しい生産者にはないとすると、大変だと思うのです。だから、父親がやっていたものを継承するとなれば対象になるかとは思っているのですが、それだけではやっぱり難しいと思うので、例えば今までやっていた人が諦めて、別な人がそこを引き継いでやっても賠償の対象になるのだというような、何か今まで以上の発想といいますか、東京電力も含めて要請していかないと、産地の新しい再生というのはいえないと思うのです。そこは知恵を出し合って産地の再生、新規の獲得に向けた知恵を出して取り組んでいただきたいと思います。

それで、今生産者の中には、やはり地元の原木を活用して取り組みたいという希望が多いです。これは、なかなか時間がかかることだと思います。例えばなぜ一関地域が全国に誇れる産地になったのかというと、やはり地元の安い原木でやってきたというのが規模拡大につながったと思うのです。それで、県は原木林の放射性物質の濃度調査をきちっとやって、地元の原木を使っても再開できるような方策をきちんととってほしいと思いますけれども、この原木林の再生に向けた県としての取り組み方法についてお伺いしたいと思います。

そして、恐らく5年、10年とかかるのではないかとというのが現場の声です。そうなりますと、5年、10年、原木をきちっと確保できるのかという将来に対する不安もあります。そういう5年、10年の見通し、これについても現場は不安がっておりますので、この点に対する見通しについてもお伺いしたい。

○大畑林業振興課総括課長 県では、原木の地域内調達が困難な県南の11の市町において空間線量率、それから原木の放射性物質濃度のモニタリング調査を行っております。これまでの調査の結果では、徐々に低くなってきているという状況はあるのですが、やはりまだ原木として安全に使用できる状況にはないと考えております。

それから、その地域の原木の再生につきましては、県では放射性物質の影響を受けた広葉樹林を伐採して、再生するという取り組みも行っております。長期的にかかるということではありますが、こういう再生、更新という部分の取り組みも進めながら、将来的に

地域で安全な原木が調達できるように取り組んでいきたいと思ひます。

それから、中長期的な原木の調達についてですが、ことしの春植菌用ということで、県の森林組合連合会ですとか素材生産業者と連携して、生産者の皆様から県で要望を受けて調達した分が6万1,000本ほどあります。それについては、調達をしております。近年の傾向として、生産者の皆様がメーカーのあっせん等を受けて原木を調達するような動きも出てきております。国庫補助を活用して原木購入の補助、震災前価格の2分の1を補助しておりますけれども、その補助を使っている部分については、県南部以外、県北部も含めてですけれども、県全体で40万本程度は国庫補助を活用されております。そういう意味で言うと、昨年春に県に対して供給要請あったのが8万本で、ことしの春が6万本で、生産者の方々もあらゆるルートで原木を調達するルートを確認しつつあると思っております。いずれ、委員おっしゃるとおり長期的に、安定的に確保していくということが必要だと思っておりますので、引き続き県森林組合連合会と連携しつつ、供給調達という部分については話し合いをしていきたいと思っております。

○高橋孝眞委員長 高田委員に申し上げます。発言が長時間に及んでおりますので、この際まとめてかつ簡潔にお願いいたします。

○高田一郎委員 地元からの調達ではないので、原木の質の問題とか、さまざまな要望が出ておりますので、安定的な確保も大事ですけれども、やはり地元から調達できるような、そういう対応をしていくために、しっかりとモニタリング調査を詳細に行って、早く対応できるよう県としての取り組みをお願いしたいと思ひます。

それで、もう一つは、他地域から確保する上では、確かにかかり増し経費に対する賠償はあるのですけれども、恐らくいつまでも賠償が続くものではないと思ひます。賠償が切れたときには大変な事態になると思ひます。地元から調達できない限り、やはり賠償は継続していくべきだと思ひますし、期限を切った打ち切りというのは絶対あってはならない。そういう姿勢で対応していただきたいと思ひますので、いずれ賠償の対象になるにしても、例えば地元の生産者が言っていますが、バイヤーが入らなくても安く購入できるような、そういう対応の検討もぜひお願いしたいと思ひますが、その点についても伺いいたします。東京電力の賠償の問題ですけれども、賠償については森林組合連合会とか、森林組合とか、あるいは農協とか、あるいは生産者が社団法人をつくって賠償請求しているとか、それぞれの団体でやっています。しかし、よく見ますと、東京電力の対応がちぐはぐになっていますよね。森林組合は2年、3年おくれで入ってくるとか、生産者がまとめて賠償請求している組織は毎年入ってくるとか、こういう違いがあるので、賠償について団体に対する差別をしないで、きちっと対応できるような県としての取り組みをお願いしたいと思ひますけれども、こういう状況になっているということについて県としてどのように把握されているのか、その辺も含めて、まとめて答弁をお願いしたいと思ひます。

○大畑林業振興課総括課長 原木の調達については森林組合連合会と一緒に協議

会をつくって調達の取り組みを進めております。国に対しましても全国的に原木が不足して原木価格高騰しているという状況にありますので、国に対してもそういった原木の供給、あるいは原木生産に対して国としても支援をしていただきたいということで要望はしております。引き続きそういった国への要望、あるいは素材生産者、そういった方々と一緒になった取り組みをきちっと進めて、安定的に供給できるように取り組んでまいりたいと思っております。

それから、東京電力の賠償であります。委員御指摘のとおり、農協、JA系統と森林組合系統で請求の時期に若干差があるというのはそのとおりと把握はしております。毎月賠償請求の請求状況ですとか、あるいは支払い状況を確認しております。そういった中で、どういった部分についてまで今請求できているのか、どういった部分が請求できていないのかということについてもお話を聞きながら、あるいは新たに東京電力からこういう書類をつけてくれとかというような話が来ていけば、それはこちらとしても東京電力に確認しながら、賠償請求がスムーズに進むよう県としても取り組んでいるところであります。いずれ委員がお話しになったそういう団体によって支払い時期に差があるというようなことがもしあるとすれば、そういったことがないように東京電力には強く申し述べたいと思っております。

○菅野ひろのり委員 高田委員の生産調整についての取り組みについて関連で1点質問します。

一般質問でも買い取りについて御答弁いただきましたけれども、金色の風と銀河のしずくに関しては全量買い取りという全農の対応だったと記憶しています。そうしますと、本県の主要米のひとめぼれの買い取り方針は平成30年以降どのようなになっているのか。あわせて、農家の所得確保、要は県も国も数量を示して、あとは自己責任だという方針なのだろうと思っておりますが、農家の所得確保と、あとは農家の販売リスクの低減という観点で、全農の対応、方針を県はどのように評価しているのか伺いたいと思います。

○小原県産米戦略監 全農岩手県本部では、平成29年産におきましては銀河のしずく、そして金色の風につきましては全量買い取りという方針で取り組むと聞いております。そのほかの品種につきましては、結びつきの強い品種を中心に買い取りの方針を今検討していると伺っております。委員から御質問のありましたひとめぼれにつきましても、そういった結びつきの状況から検討されるかもしれません。これについては、まだ十分な情報は入っておりませんので、検討段階と認識しております。

また、これまでは概算金払いということで、高く売ればその分を後から精算をするということをやっておりましたけれども、全農の本部の方針として聞いている範囲ですけれども、もっと農家所得を確保するために積極的に買い取りするといった方針を進めるということを検討していると伺っております。そういった取り組みが結果として生産者の所得確保につながるということが望ましいと思いますけれども、いずれ全農岩手県本部についてはこれから検討を進めていくという状況を伺っているところです。

○吉田敬子委員 米の生産調整の件で、県は大豆なども含めて転作を進めていくということなのですが、ハウスに関心のある人から声をいただいています、ハウスというのは、ハウス機材とかが高いので、なかなかそこまで手を出せないという方がいらっしゃいます。今現在で県として転作を進める中で、そういった園芸とか、ハウスに関して、何か今検討されていけば伺いたいと思います。

あともう一つは、今回の一般質問で千葉伝議員から獣医師の確保が難しいというお話があった中で、私もそれ以前に県立高校でのいろいろな授業について調べたのですが、農業高校で例えば動物関連の授業、学べるものが昔は結構馬とか牛は多かったのですが、特に盛岡農業高校だと馬が学べる授業がなくなっていたりとか、盛岡農業高校は実は小動物で選べるような状況になっていて、農業高校で例えば馬や牛を勉強したから獣医師になるというのはなかなか結びつきづらいとは思いますが、結構小動物のほうに移行しているという状況を伺いました。

あとは、工藤勝子議員からも専門高校のあり方について、教育委員会の答弁では、新しい農林水産物を発信していく、そういったことを農業高校のほうでも検討しているというお話がありましたし、菅野議員からもGAPの取得の部分で、県としてはGAPの取得というのをこれからも頑張っていくというような答弁をいただいたのですが、県の方針を例えば県立高校に伝える機会があるのかどうか。漆だったりワインについても、県立高校で学べるか聞いてみたのですが、今はないということ伺いましたし、木炭についても減っているという資料をいただいたのですが、やはり岩手らしい農業だとか、農林水産物という部分で、私は専門高校でしっかりと継続して学べるような環境等を与えていただきたいと思うのです。その件について農林水産部としてはどのように把握されているか、まず伺いたいと思います。

○菊池農産園芸課総括課長 水田転作での園芸振興では、国の産地パワーアップ事業というものが平成28年から実施されておりまして、補正予算で対応しているところですが、この事業を使いまして平成28年中に一関でトマトのパイプハウスを19棟導入しております。また、奥州地域でピーマンのパイプハウスを20棟強導入しているところであります。ほかには、県単事業のいわて地域農業マスタープラン実践支援事業で園芸用ハウスを43棟導入しております。ほかにこういったハウスを導入する際に当たりましては、農業研究センターで開発したトマトのパイプハウスで反当30トンどりをするような技術も今出てきておりまして、水田を活用した園芸の振興、ハウスを使った振興をさらに進めていく所存であります。

○菊池農業普及技術課総括課長 現在農業高校生を新規就農に導きやすいように、農業高校と農業高校生に対して農業の現場の紹介などを行っていたり、あるいは農業高校生の体験、実習などを受け入れている過程の中で、先生方との交流の場、情報交換の場があります。カリキュラムにつきましては、一義的には学校サイドで決めることと思いますが、そういった要望、あるいは協力、例えばGAPなどの協力要請が私どもにあれば、そ

ういった指導や教えるという部分で協力できると思っていますので、高校に情報をたくさん出して、高校のほうからカリキュラム選択の上での材料にしてもらいたいと思っています。

○藤代畜産課総括課長 若干補足をさせていただきますが、畜産分野になりますけれども、例えば盛岡農業高校、水沢農業高校ですと、ことし全国の和牛能力共進会がありますが、出品したいということで、そういった牛をつくる取り組みを実践の現場で参加していただくという取り組みを一緒にやっておりますし、また例えばことし牛飼い女子に遠野緑峰高校に参加していただくのですが、そちらのほうでは高校生が肥育牛をつくって全国大会があるのだそうですが、そういった実践の現場で勉強していければと考えています。また獣医師確保の部分で、千葉伝議員にも答弁させていただきましたが、ことしから県内の高校生が獣医学科に進めるような枠を設置しましたので、このようなことについても教育委員会に申し上げて、県内の高校、農業高校を含めて呼びかけて、進学を希望されている学生がいれば拾い上げていくというような形で連携をしていきたいと考えているところであります。

○吉田敬子委員 ぜひよろしく願いいたします。馬の確保だけではなく、馬に触れられるような機会が、水沢農業高校ではあるようなのですが、盛岡農業高校等も含めてもっと馬事振興のためにも高校生が馬に触れられる機会を含めて頑張ってくださいと思います。

○高橋孝眞委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回8月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査事項については、鳥獣被害対策について及びナラ枯れ被害の現状と対策についてとしたいと思います。

また、次々回9月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、いわて林業アカデミーについてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については、当職に御一任願います。追って、継続調査と決定いたしました各案件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。7月に予定しております県内・東北ブロック調査についてであります。お手元に配付しております平成29年度農林水産委員会調査計画案のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝真委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。